

Title	明治末期における経済学研究と保護主義： 河上肇の農業保護論と国民国家論を中心に
Sub Title	The study of political economy and protectionism in the end of Meiji era : Kawakami Hajime, his protectionism of agriculture and national state
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1989
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.1 (1989. 4) ,p.1- 19
JaLC DOI	10.14991/001.19890401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19890401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治末期における経済学研究と保護主義

——河上肇の農業保護論と国民国家論を中心に——

飯 田 鼎

- (1) 後進国と保護貿易論
- (2) 保護貿易論におけるドイツと日本
- (3) 明治中期における自由貿易論と保護主義
- (4) 河上肇における保護主義と国民国家論

(1)

いわゆる後進国における経済学研究は、先進国において発展した経済学説の輸入と紹介、さらにその理論および思想の土着化ないし風土化によってその基礎が築かれるのが普通である。イギリスにおいて発展をみた古典派経済学は、きわめて早い時期にドイツに影響をあたえたが、そこにおいて現実的な力として出現し、一国の経済政策の理論としてインパクトをあたえたのは、1840年代、プリンス・スミス（Prince-smith）を代表者とするドイツ・マンチェスター学派であったことはよく知られている。ユンカーの大土地所有を基盤とするエルベ河以東の農業経営は、伝統的にイギリスを市場として、14世紀以来、大陸諸地域との仲介貿易を中心にハンザ諸都市として着実にその規模を拡大しつつあった北ドイツ商業資本と連携し、穀物輸出の自由、従ってイギリスからの工業製品の輸入の自由、すなわち完全な自由貿易を支持していた。まさにドイツ・マンチェスター学派は、1846年、いわゆる穀物法撤廃に至るリチャード・コブデンおよびジョン・ブライト等のマンチェスター・スクールの運動と呼応して、自由貿易主義を、ユンカー的利益と商業資本の抱合妥協の下に、⁽¹⁾国際分業の理念に結びつけようとするものであった。

北東ドイツ商業資本とユンカー経営の利害状況の一致を前提とする自由貿易主義は、19世紀中葉、イギリス資本主義の興隆と相俟って、自由貿易論を大陸における資本主義発展の理想とすら観念させたが、やがてドイツ産業資本が揺籃期を脱して成年期に達しようとするに及び、国民経済的な視点からこれにきびしい批判が浴びせられたのである。その理論的支柱としての保護貿易主義の理論

注（1） この問題については、いまなお、大河内一男『独逸社会政策思想史』昭和11年、日本評論社（青林書院版、『大河内一男著作集』、第一、二巻に収録）が有益である。またこの問題に関連して北ドイツ商業資本の歴史的意義については、高村象平『ハンザの経済史的研究』、筑摩書房、1980年、が古典的価値をもつ。

に立つフリードリヒ・リストは、幼弱なドイツ産業資本の育成のためには、王国、大公国、辺境伯領および騎士領などの領邦国家の連合体ともいべきドイツ連邦を、近代的統一国家への再編成、すなわち経済政策的には、「ドイツ国内においては自由貿易」を、しかし「国外にたいしては保護貿易」、そのためには、各領邦国家の主権制限から、やがてはプロイセン王国主導のドイツ帝国の樹立、換言すれば、オーストリア・ハンガリア帝国を主軸とする大ドイツ主義を排除して、産業国家を目指すプロイセン主導の小ドイツ主義を志向するものであった。⁽²⁾

以上のように、ヨーロッパにおける資本主義発達史上、自由貿易主義と保護貿易主義との対立抗争は、先進国と後進国との競合関係となって、それぞれの国々の歴史的諸条件の差異を背景に、社会経済政策をめぐる問題として現象したのであった。では、同じく後進国として出発したわが国の場合、自由貿易と保護主義という対立の図式は、一体どのような形であらわれたのであろうか。

いうまでもなく、わが国の開国は、1853（嘉永6）年、アメリカ合衆国水師提督ペリーの浦賀への来航を発端として、1860年代を通じて、徳川幕府の手によって推し進められ、1868年の明治維新を経て、中央集権的近代国家としての方向が定まった。いわゆる維新政府が、天皇および側近の公卿を擁して、薩摩および長州の下級武士団によって構成されたという点からみれば、維新の変革は、古典的な意味では、新興ブルジョアジーの政府を創出したのではないという有力な見解がある。だが維新の歴史的な性格をめぐるいわゆる資本主義論争についてここでふれることは割愛し、奔流の堤を切って溢れ出るような勢いで紹介輸入されたヨーロッパ経済思想および学説のなかで、自由貿易と保護貿易の問題は、どのような形でうけいれられたのであろうか。

幕末から明治初頭にかけて峻しく対立した政治思想は、佐幕＝開国対尊王＝攘夷であり、ヨーロッパの思想は、当然、幕府がアメリカおよび西欧へ派遣した使節団がその流入のために大きな役割を演じた。とりわけ幕末期の世界において、政治的にも経済的にも覇権を確立していたイギリスは、ラザフォード・オルコック（Rutherford Alcock）をへてハリー・パークス（Harry Parkes）に至る外交的路線を通じて、維新政府に大きな影響をあたえ、このような状況のなかで近代的統一国家を志向する政府の理論的模索のなかで、政治経済学（Political Economy）が導入されるに至った。その結果、福沢諭吉、神田孝平、若山儀一、小幡篤次郎、田口卯吉および永田健助等をはじめ、多くの人々によって、イギリス古典学派の自由主義経済学説が翻訳され、紹介された。イギリス正統派経済学の自由放任の思想は、二つの意味で重要な点を示唆した。すなわち、ひとつは、近代的市民としての自主独立の精神的自覚の必要性と、いまひとつ資本主義体制に向っての政策的提言である。

以上のように、開国当時、理論としては経済的自由主義、従って自由貿易主義が熱烈に支持され、日本の近代化を推し進める強大な力となったが、しかし現実的な経済政策の路線としては、幕末か

注（2） これについては、いうまでもなく、Friedrich List, *Das Nationale System der Politischen Ökonomie*, Stuttgart und Tübingen, 1844, 小林昇訳『経済学の国民的体系』、岩波書店、昭和45年、が参照されるべきであるが、なお、ドイツ産業資本の形成過程にかんするわが国における代表的労作として、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究——ウエルテンベルク王国の産業発展——』、岩波書店、昭和42年、も必読の文献である。

ら明治にかけて保護主義的政策がとられていたといえよう。すなわち、1859年、最初は英国駐日領事として、後には公使として活躍したオルコックは、条約締結諸国、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、オランダ、ポルトガルおよびロシアなどの外国代表の総意と称して、幕府に門戸開放を理由とする無制限な自由貿易を強く要求した。というのは、幕府は、伝統的な鎖国政策を祖法と称し、一部の産品、たとえば米、麦、大豆などの穀類の輸出の禁止、さらに木材や魚貝類についてもきびしい輸出制限を行い、しばしば列国との間に摩擦をひきおこした。⁽³⁾

幕府の主張は、二世紀以上にわたる鎖国政策を撤去し、いま一挙に全面的な開放＝開国をとることは危険で、特に米をはじめとする穀物類の輸出は、その価格を昂騰させ、庶民の生活に衝撃をあたえるだけでなく、飢饉などの際は社会的不安にまで発展するというのであった。しかし列国の共通した要求は、幕府の独占的な管理貿易を廃止し、民間の貿易業者を育成してこれに委ね、幕府は輸出入貿易における業者の商行為にたいしては不干渉の立場を堅持することにおかれていた。思うに、1860年代、イギリス資本主義は、「黄金時代」に入り、「太陽の没するところなき大英帝国」の勢威を背景に、一時代前の重商主義政策を頑なに固守するかにみえる「極東の小帝国」の大君政府に、オルコックは、自由貿易は世界的な潮流であり、経済的自由主義こそは、日本にとってその独立を維持するための必要な条件であり、また日本の繁栄を約束することを説いて倦まなかった。⁽⁴⁾このような経過からしてみると、自由貿易対保護主義（貿易）という経済政策上の問題は、すでに幕末に始まっていたのであり、この歴史的な事実を正しく把握することが、その後の、わが国近代化過程における論争を理解する上で重要である。何故ならば、自由貿易対保護貿易という図式が、イギリス、アメリカ合衆国を先頭とする条約国諸国にとって、製品市場の拡大と原料の獲得のために欠くべからざるテーゼであったとすれば、西欧列強の要求する自由貿易主義は、生産物を幕府の管理貿易の支配の下で、間接的にしか輸出しえない薩摩、長州などの西南雄藩にとっては、まことに

注(3) 1859(安政6)年、横浜開港以来わずか半年間に100万両にも及ぶ龐大な小判の外国への流出をみて焦慮した幕府は、外国貿易の制限を真剣に考えるようになった。要するに保護貿易政策であり、その結果は、二市(江戸および大阪)二港(兵庫および新潟)の開港延期の要求となり、その諒解を得るために、オルコックの示唆により、1862(文久2)年、遣欧使節の派遣となった。この時期、オルコックが本国の外相ラッセル卿に宛てた書簡のなかで、つぎのようにのべているのは、先進国イギリスの立場を如実に物語っていると思う。

「生産物、通貨および思想の自由な交換、すなわち別の言葉で言えば、自由な交際ということで、これら三つのうち、どのひとつが妨害されても、全体の破壊ということになるのです。しかし私は、主要な大名から成る幕府閣僚会議(Great Council)にたいし、外国人を排除したりもしくは制限を加えたりする政策の時代は、すでに過ぎ去ったということ的印象づけようと一層努力しました」(From Rutherford Alcock to Sir John Russell, H. M's Legation, Yeddo, Aug. 28 th, 1860, F. O. 46. p. 181, No. 56)。

(4) オルコックの主張は、あくまでも徹底的な自由貿易主義で一貫しており、物価騰貴がおこり、民衆の生活が苦しくなったとしてもそれは一時的な現象にとどまるという。

「自由貿易というのは、日本側が考えるのとは対照的に、国民にたいし富をもたらし、豊饒と繁栄の新しい原資を開くということが、一般にうけいられる経験となっています。日本の場合も、需要が突如として出現したということを除けば、例外とすべきことは何もありません」(From Alcock to Russell, H. M's Legation, Yeddo, Aug. 3rd. *ibid.*, p. 195)。

魅力ある提案として考えられた。

列国はかねてから、完全な鎖国時代の慣例として、長崎のみを唯一の貿易港として、オランダおよび中国のみを相手国として許可するという極端な制限貿易を修正し、いわゆる安政の条約を契機として、長崎に加えて神奈川（後に横浜）、兵庫、新潟、および函館の四港を貿易港とし、江戸および大阪を外国人居留地として開放するという幕府の方針を一応歓迎した。だが、1862（文久2）年、いわゆる文久使節の派遣によって、江戸、大阪の二市、兵庫（神戸）および新潟の二港の開市開港の延期が実現した結果、幕府の政策がともすれば制限貿易に傾きがちなることを憂慮していた。とりわけ、イギリス公使オルコックは、下関および鹿児島国際貿易港としての開港を熱望する薩摩および長州両藩の現実的な提案を評価し、これと政治的に結びつく姿勢を示し、やがて幕府の政治権力維持の将来に疑問を抱くに至り、明治の変革は、国際的にはイギリスのアジア支配の基本線に沿いつつ、薩摩、長州勢力を中心に成しとげられたものであった。

文久2（1862）年から慶応4（明治元、1868）年までの息づまるような幕府対西南雄藩の対立抗争は、薩長勢力内部にさまざまな矛盾と葛藤を秘せませながら、幕府独占の管理貿易を強化しつつ、関税収入を一手に掌握し、これをもってやがて近代国家＝徳川体制の維持・存続を意図する幕府側と、その政治的・経済的支配を転覆すべく、幕府のいわば上からの「官営貿易」に反対し、雄藩の有力商人を主体とする民間貿易を推進しようとする勢力との対決であったといっても過言ではなからう。薩摩および長州主導の明治政権が、尊王攘夷という一見、きわめて保守的イデオロギーの衣装を纏いながら、討幕に専心したにもかかわらず、一度政権を掌握するや、おどろく程の開明性を発揮し、福沢諭吉をさえ戸惑わせ、狂喜させたことはよく知られている。

このように、維新の変革によって、わが国が近代化の路線を歩みはじめたとき、経済政策の基本が自由貿易主義の上におかれ、保護主義が、きわめて精彩を欠いたものであったことは理解できよう。福沢の唱える自由と平等の思想は、『学問のすゝめ』や『文明論之概略』によって鼓吹され、経済的自由主義の恰好の媒体となった。だが、それでは幼弱な国内の産業資本は、この自由貿易主義の潮流にたいして、充分によく対抗しえたのであろうか。「自由貿易主義と保護主義」は、幕末において第一段階に入ったとすれば、明治初年から10年代にかけて第二段階に入ったといえよう。

(2)

プロイセン国王ウィルヘルム一世が、宰相ビスマルクの智謀により、セダンにおいてナポレオン3世を敗北させ、普仏戦争に勝利を占め、ヴェルサイユ宮殿においてドイツ皇帝の戴冠式をあげ、統一したドイツ帝国を創建したのは、1871（明治4）年のことで、1868年の明治維新より遅れること4年であった。してみると、この二つの後進国、日本とドイツが近代化の途を進もうとしたのは、ほぼ同時期ということができよう。ただ自由貿易対保護主義という資本主義発展史上の政策的観点からみると、この両国はそれぞれ異なった様相を呈した。プロイセン国王がドイツ皇帝の位につ

き、しかも各領邦国家はそれぞれその国の王を戴き、制限された形ではあれ、主権を留保して、ここに歴史上稀な「二重立憲制」の体制がうちたてられたが、その翌年、1872年、社会政策学会（Verein für Sozialpolitik）が創立されたことは重要である。フリードリヒ・リストを先頭にブルーノ・ヒルデブランド（Bruno Hildebrand）、カール・ビュッヒャー（Karl Bücher）、ウィルヘルム・ロッシャー（Wilhelm Roscher）およびカール・クニース（Karl Knies）等によって代表される歴史学派の時代、歴史的には1833年、リストの懸命な努力の結果、その念願ともいべき関税同盟が成立し、1848年、ドイツ三月革命の危機の時代をくぐりぬけ、50年代から60年代にかけての相対的安定期を経過したドイツは、いまや西南ドイツをはじめ広汎に分布する繊維産業——綿紡績業、亜麻工業——中心の「二流国家」から蟬脱し、新興工業国家としての地位を確立していた。とりわけ1870年代に及んで、政治的統一従って国内的統一市場の形成を背景に、ドイツ西部、ライン・ウエストファーレン地区に象徴的に現われた石炭産業および鉄鋼業、そしてさらには化学工業などの出現により、第一級の産業国家としての体裁を整えるに至った。いまや自由貿易対保護主義という図式は、ドイツにおいては産業革命期の紡績資本の保護政策ではなく、まさに、「鉄と石炭の結合」を、保護主義によってより強化し、強大なイギリス産業資本に対抗しようとするものとなった。他方、1873年恐慌を契機として、独占資本主義＝帝国主義的政策の推進によって生み出された社会的・経済的諸矛盾、より具体的にはマルクス主義のイデオロギーの下に結集するドイツ社会民主党と、その影響下に活動する自由労働組合の活発化、中小工業の没落、何よりも鉄道網の整備により、従来、穀物供給において独占的な地位を保持してきたユンカー経営が、ウクライナ地方からのより安価な穀物の大量の流入と、農業労働者のエルベ河以東の穀倉地帯から西部ラインランドをはじめとする地方へ移住などの現象が顕著となった。社会政策学会は、まさにこのような社会問題にたいする処方箋を提示すべく、早くもドイツ帝国成立直後に、ベルリン大学教授にして秘密顧問官の重責を担うグスタフ・シュモラー（Gustav Schmoller）やアドルフ・ヴァグナー（Adolf Wagner）を中心として創建されたのであった。

以上にみるように、ドイツにおける「自由貿易と保護主義」の問題は、大土地所有制を基盤とし、強大な政治的権力を保有するユンカー、その家系からは、しばしば政治家、軍人および大学教授などの国家権力の中枢に位置する人々を輩出した階級と、強力な保護主義的政策によって急速にその勢力を伸長し、イギリスに対抗しうる地位を築いたドイツ重工業資本、いわばその両者の均衡の上に立つドイツ国家権力が、その両頭に君臨して、旧歴史学派の時代とは対照的に、危殆に瀕したユンカー経営にたいしては、国庫からの補助を、産業資本には関税政策による保護という政策を掲げたものであった。実に帝国主義段階における「自由貿易と保護主義」の問題は、自由競争段階とは異なり、新たな様相を呈するに至った。⁽⁵⁾

注（5） この問題については、Max Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, Akademische Antrittsrede, Freiburg und Leipzig, 1895, マックス・ウェーバー『国民国家と経済政策』, 田中眞晴訳, 未来社（社会科学セミナー）, 1959年, をみよ。また大野英二『ドイツ資本主義論』, 未来社, 1977年, 「序論 危機の社会的基盤」が重要である。

同じく後発国として近代化過程を辿ったわが国の場合には、「自由貿易主義と保護主義」の図式は、ドイツとは異なっていた。まず第一に、わが日本は、アジアにおける最初の資本主義国として、ドイツが隣国イギリスにおいて見出したような強力なライヴァルを近隣にもたず、直接、最先端をゆく強大な欧州列強の政治的および経済的圧力に直面しなければならなかったことである。第二に、明治初年、たしかに、「自由貿易と保護主義」をめぐる論争がおこなわれたけれども、ドイツのようにユンカーに代表される如き階級をもたなかったことである。

以上二つの特徴を中心に論ずれば、ドイツの場合、繊維産業に蒸気機関が導入され、産業革命が本格化したのは、1848年、フランス二月革命の影響が波及し、1815年、ナポレオンの没落によって勝利を獲得したハプスブルグ家を中心とする保守的あるいは反動的なメッテルニッヒ体制が、ドイツ三月革命およびこれにつづくウィーン革命によって震撼させられ、産業ブルジョア階級が勃興して以来のことであった。ウィーンがこの近代産業化過程に乗り切れなかったところに、やがて、オーストリア＝ハンガリア帝国主導の大ドイツ主義が勝利しえず、中部ヨーロッパの覇権を、1866年の普墺戦争を媒介として譲り渡さざるをえなかった最大の理由があった。

そのことはともかく、小ドイツ主義の勝利によって、ともかくも統一を完成したドイツ帝国は、イギリスに比べればその産業近代化過程において約半世紀の遅れをもっていたが、19世紀末には、イギリスの壘を摩する勢いとなった。こうした強力なライヴァルの存在は、ひとりイギリスに限らず、隣国のフランス、東方の一大勢力ロシア、そして1861年～65年の南北戦争の傷痕を克服した後のアメリカ合衆国と、その相手に不足はなかった。「自由貿易と保護主義」の問題が、形をかえて絶えず支配階級に迫ってきたのは、このような絶えざる競争者の存在によっていた。読者に結論を予め意識させるために敢えて言うことが許されるならば、19世紀末のドイツは、まさに1980年代のわれわれ日本人が直面している問題状況をかかえていたのではなからうか。「自由貿易主義と保護主義」、工業製品の世界市場への広汎にして自由な販路を獲得、しかし国内における農業保護と外国農産物の輸入規制、それはまさに現代のわれわれの問題である。

しかし明治初期の日本は、ドイツとは異なり、工業化過程においてイギリスとは実にも一世紀近い落差をもち、イギリスとドイツとの関係におけるような現実感を、「自由貿易主義と保護主義」論争においてもえなかった。階級的基盤が稀薄であったからである。ヨーロッパ先進諸国にみるように、海外における植民地獲得の機会に乏しく、資本の本源的蓄積が、きわめて不十分な段階にとどまったため、産業資本の自生的発展の弱さを補うべく、勢い、官営模範工場にみられるような国家主導の「上からの近代化」が急速におし進められ、いわゆるブルジョア階級は、たとえば三菱会社に象徴されるような「政商」的性格を帯びるか、国家権力とは相対的に独立していた「越後屋」や「鴻池」などにみるように、商人資本的で産業資本への上昇発展あるいは転化は、きわめて消極的で且つ緩慢であった。

階級的色彩の稀薄という点では、ブルジョア階級に限らず、地主階級もまたこれに決して劣るものではなかった。第二次大戦前のわが国の地主階級を、いま仮りに、東北型、関東型および山陰型

と分類すれば、そこにはいちじるしい特徴がみられる。東北型は、北陸地帯ともならんで圧倒的に米作を基盤とし、きわめて少数の大地主が小作制度による寄生的な経営形態を営みながら、米穀の商品化を媒介として、しばしば都市に居住し、あるいは地方にあって醤油、酒の醸造および製粉業などに進出し、しばしば銀行資本に成長する場合も稀ではなかった。しかしこのような大地主も、東ドイツのユンカーに比べるならば、その数も少なく、何よりも孤立分散的で、ユンカーが大土地所有者としての信用を利用して、火酒、亜麻製造、澱粉および、甜菜糖製造などに進出し、地主と産業資本家の二つの相貌を兼ね備える一種[・]ヌ[・]エ的存在であったその階級的な[・]あく[・]ど[・]さ[・]に比べるならば、その影は、それほど強烈なものであったとは思われない。

ドイツの場合には、すでにみてきたように、強大なイギリス資本主義の側圧の下で、19世紀全体を通じて圧倒的な政治力を誇るユンカーと、しばしばその「ユンカーの下僕」とさえ蔑称された産業資本家との経済的覇権をめぐる確執の過程で、「自由貿易と保護主義」の問題は、まさに国民的課題として提起されたのにたいし、わが国の場合は、この問題の争点は階級的基盤が稀薄なままに、西洋経済学が、明治維新以後の近代化政策の一環として導入される過程で問題となったのである。

明治維新直後、自由主義経済学の導入とともに、主としてアメリカ合衆国から、この新興工業国における産業保護の歴史的経験の立場から保護貿易主義を唱えたケアリー⁽⁶⁾ (Henry Charles Carey) の理論が、フリードリヒ・リストのいわばアメリカ版として、当時すでに福沢諭吉によって紹介されていたウェーランド (John Francis Wayland) やフレデリック・バステア (Frédéric Bastiat) の自由主義経済学に対抗して導入された。正統派経済学の理論に立つ津田真道、福沢諭吉、中村敬宇、神田孝平の主張にたいして、すでに若山儀一は、明治4年に「保護税説」を公けにするとともに、西村茂樹、杉亨二等も『明六雑誌』において保護主義を主張するというように、「自由貿易対保護主義」の理論的対決はようやく活発となり、とくに明治11年、田口卯吉の自由貿易論と犬養毅の保護貿易論との間に、活発な論戦が展開された⁽⁷⁾。

しかしながら、この論争も、ドイツにおけるような階級的基盤を欠いていたがために、国民的な意義を獲得するには至らなかった。ユンカーとブルジョアジーが、「自由貿易主義と保護主義」の政策的選択をめぐり、まさに国民的課題の解決を担って伯仲した段階に達するのは、1880年代から90年代にかけてであると思われるが、結局第1次大戦に突入し、その負債は戦後のウェイマール体制の崩壊とナチスの登場となって、高い代償を支払わせる結果となった。わが国も昭和期に入って、ファシズム体制の支配が始まるという点では、ドイツと類似した現象を呈するが、ナチスのように、独立自営業者、小商人および小手工業者などの小市民を明確な支持層としてもっていたかど

注(6) 明治初年、来日したアメリカの経済学者のうち、ケアリーの影響をうけたと思われる者として、同志社大学で経済学者を講じたラーネッドがいるが、彼はドイツ歴史学派を紹介し、保護主義の日本における重要性を指摘した。これについては、住谷悦治『ラーネッド博士伝——人と思想』(未来社、1973年)をみよ。なおこれについては筆者も論じたことがある。「明治10年代の日本における経済学研究の一断面——住谷悦治『ラーネッド博士伝、人と思想』を読んで——」、『三田学会雑誌』、第69巻第2・3号(1976年2・3月合併号)。

(7) この経過については、住谷悦治『日本経済学史』、1958年、ミネルヴァ書房、8~18頁を参照。

うかとなると甚だ疑わしい。いずれにしても、明治維新が、国民的合意を獲得した国民政権ではなく、ブルジョア階級や地主階級の階級意識（プロレタリアートはさらに未成熟であった）が稀薄であるという状況の下では、「自由貿易主義と保護主義」という国の運命にかかわる重大な問題も、国民的課題としては、提起されず、一部の評論家、学者および政論家の関心事たるにとどまったことは、今日、日本の政治状況と照らし合わせてみても興味深いものがある。ただ国民経済が破綻寸前の状態で、この「自由貿易主義と保護主義」の問題が、深刻且つ緊急な現実性を帯びるに至ったのは、松方内閣によるデフレーション政策とこれと相前後する明治14年の政変の時期であった。そしてこのデフレーション政策の犠牲となり、切り捨てられていった地方産業の衰微にたいし、その振興のための具体的提案を、保護主義の立場から考え、殖産興業政策として提示したのは当時、農商務省官吏であった前田正名が、その『興業意見』⁽⁸⁾においてであった。

わが国の場合、このように産業上の政策を、ひとつの強大な階級が、国民的な課題の解決という視角で問題を提起したことは、ごく稀な例に属するが、ただひとつ、明治20年代に入り、わが国資本主義が中国大陸およびアメリカの市場で、綿製品をはじめ諸雑貨類の輸出の点で、その低賃金＝低コストを武器に、進出しつつあった時代、「自由貿易主義と保護主義」は、新たな問題を担いつつ登場する。

明治10年代の半ばから20年代にかけて、世論は、次第に国民国家論的な兆候が濃厚となり、朝鮮半島の状況などをめぐって、清国との間に緊張がたかまる一方、国内には産業革命が進展し、産業資本の基軸は、製糸業＝絹織物業から綿紡績へと推移しつつあった。それとともに工場法による女子労働者の保護の問題が提起され、「自由貿易主義と保護主義」をめぐる論争が、生産力の発展と国際競争を焦点とする「農業と工業」の視点だけにかかわるものではなく、労働問題にも深く関係することが明らかとなった。このような資本の本源的蓄積の強行によってひきおこされたさまざまな社会問題、たとえば農村の窮乏化をはじめ、高島炭鉱事件や足尾銅山の暴動などを背景にもちながら、「自由貿易主義と保護主義」をめぐる論争として、もっとも注目すべきものは、自由主義の旗頭ともいべき福沢諭吉および田口卯吉と、フリードリヒ・リストの紹介者、大島貞益との論争であった。大島はリストの『経済学の国民的体系』(Friedrich List, *Das Nationale System der Politischen Okonomie*, Tübingen, 1841)を、富田鉄之助校閲、『李氏経済論』として出版し、わが国にはじめてこの保護主義の古典的著作の邦訳をもたらし、同時に彼自身、熱心な保護貿易論者として、富田鉄之助等とともに国家経済会を設立し、国民経済学の観点から、保護主義を鼓吹した。その設立趣意書の一節には、彼の保護貿易思想が明瞭な形で提示されている。

注(8) この問題についての注目すべき文献は、長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史』(宮沢俊義・大河内一男監修『近代日本思想史大系(5)』)、有斐閣、昭和44年、「II ナショナルリズムと『産業』運動——前田正名の思想と活動」が興味深い。

(9) この問題については、拙著『福沢諭吉——国民国家論の創始者』、昭和59年、中公新書、について詳細に論じた。なお住谷一彦・田村信一・小林純編『ドイツ国民経済の史的的研究——フリードリヒ・リストからマックス・ヴェーバーへ』(御茶の水書房、1985)を参照せよ。

「権力ハ富力ヨリ生ズ。未ダ富力ナクシテ権力アルヲ聞カザルナリ。今ノ時ニ当リテ、国ト国トノ競争ハカノ競争ニ外ナラズ。生産力ノ競争ニ外ナラズ。独立ノ問題ハ即チ富力ノ問題ナリ。一国富力ノ問題ハ外国貿易ノ方注ヨリ先ナルハ莫シ。殊ニ我国今日ノ実勢ニ然リト為ス。今日ノ実勢ニ於テ吾人ノ取ルベキ方法ハ唯タ国家経済主義即チ各国自衛自活ヲ主トスル経済主義アルノミ。如何ニシテ此主義ヲ実行スベキ乎。之ヲ講究スルハ今日当ニ務ムベキノ急ニアラズヤ。爰ニ国家経済会ヲ起シテ汎ク同感ノ士ヲ招ク」⁽¹⁰⁾。

ここに明らかなように、大島は、一国の富の源泉を国と国との競争、すなわち生産力の競争に見出し、それには外国貿易において勝利を占めることが先決で、その目的を達成するための最大の武器は、保護主義、すなわち、各国自衛自活を主とする経済主義であると主張した。

この一節は、「富力」という観念によって、まさに「生産力」の問題を示唆し、富よりも、富そのものをつくり出す力がこそが決定的に重要であることを強調した。その意味で、大島は、リストの理論の忠実な信奉者であったといえよう。リストはつぎのように強調している。

「アダム・スミスの有名な著作は、『諸国民の富の性質および諸原因について』という題を持っている。これによって、支配的な学派のこの創始者は、諸国民の経済をも各私人の経済をもそこから考察すべき、二重の見地を正しく示した。富の原因は富そのものとはまったく別のものである。個人は、富すなわち交換価値を所有することはあっても、自分の消費するよりも多くの価値を持つものをつくり出す力を所有していない場合には、やがて貧しくなる。個人は貧しくはあっても、自分の消費するよりも大きい総計の価値を持つものをつくり出す力を所有している場合には、やがて豊かになる。

富を作り出す力は、だから富そのものよりも無限に重要である。それは獲得したものをしっかりと所有させ、まちがいなく増加させるだけではなく、失ったものをも十分に埋め合わせる……」⁽¹¹⁾。

一国の富力、すなわち生産力の発展こそが重要であるのは、国の富は結局のところ外国貿易を盛んにすることにより増大し、そのためには、後発資本主義である日本としては、「国家経済主義即チ各国自衛自活ヲ主トスル経済主義」、すなわち保護主義によって産業を育成することこそが緊急の政策であるというのが、大島の信念であった。

彼は『李氏経済論』の邦訳後、中央新聞社、『二六新報』の社員として活躍したが、このような保護主義を唱えるジャーナリストとしての彼の活動は、経済的自由主義者福沢諭吉および田口卯吉との間に論争をひきおこすこととなった。リストの理論的影響の下に、徹底して「生産力の培養」の意義をその保護主義の中核に据えた大島は、この時期に発表された『情勢論』において、産業の保護をスローガンとして、「農工共存」を主張したが、「農工両全」を、「生産力の発展」という観点からみれば、農業の保護は地租軽減ということになり、福沢の主張と真向から対立することとな

注 (10) 西田長壽『大島貞益』実業之日本社、1945年、44～45頁。

(11) Fridrich List, Das Nationale System der Politischen Ökonomie, Stuttgart und Tübingen, 1841. 小林昇訳『経済学の国民的体系』, 岩波書店, 昭和45年, 197頁。

(12) った。すでに 1885 (明治 18) 年、自由主義に反対し、保護主義を一般におし拡めるために、若山儀一、和田垣謙三、柴四朗等を会員として設立された日本経済会に入会した大島は、地租軽減と保護貿易主義を、生産力論の立場から展開したのたいし、福沢は、地租軽減に徹底的に反対する態度を明らかにした。

西欧経済学の導入に先駆的な役割を果たした福沢は、その知識をもって土地の商品性を分析し、地代の階級的性格をつぎのように指摘する。

「経済学上より論ずれば、土地なるものは家屋衣服などに比して全く本来の性質を異にする所あり。即ち土地は人の労力を要せずして自然に存在し、家屋以下のものは人力に依て始めて出来るものなれば、一は天然物にして一は人造物と名く可きものなり。……土地は斯の如く人の労力を仮らずして自然に存在し、これに人力を施して始めて家屋、衣服、什器のごとき経済上の富を生ずることなれば、一個人の得て之を専有す可き道理はある可らず⁽¹³⁾。

福沢の土地私有論、すなわち地主制度にたいする批判は、つぎのような一種の「土地社会主義」にも等しい激しい論調となって、読者を驚かす。

「抑も今日世界万国に於て土地所有権なるものゝ由て生じたる所以の本源に溯りて、其むかしの事情を尋るときは、都て強奪横領にあらざれば欺騙^{きへん}の手段を以て得たるものに非ざるはなし。往古人口の尚ほ少なかりし時代には、特に地主なるものもなく、土地は恰も其地に生々する人民の共有物たる姿にして、耕す者は耕し、猟する者は猟し、人々皆勝手次第に土地を使用して其産出する所の物品を採り、他より之を制止する者なかりしかども、爾来人口の次第に繁殖するに従ひ、此処に其一部分を割て己の専用^{さい}に供する者あれば、彼処にも亦同様に之を専にして随て私有の名を生じ、遂に全土を挙げて少数の者のために占領せらるゝこととはなれり⁽¹⁴⁾。

このように地主制度の成立を、「土地所有の本源を尋れば、必ず不正不理の所為に起因すること疑ふ可からず」という表現にみられるように、一種の「略奪」によるものとみる福沢は、地租を軽くすればとて、地主は決して小作料を軽減するものではなく、「随て小作料を軽くして小民の利益たる可しと信ずるか、思慮の足らざるものと云ふ⁽¹⁵⁾」という主張となる。そこで地租軽減によって、地主の負担を軽くするよりは、「其代りとして更に地税を重くし、凡そ小作料として地主の手に入る可きものを残らず政府に取り上ぐるは目下の上策なる可しと信ず」とのべている。

以上の福沢の論拠は、きわめて説得力に富むが、彼の立場は、あくまでも自由貿易主義に立つ大ブルジョアジー、しかも商人資本的観点からみており、国民生産力の発展という広い視点は欠如している。すなわち、もし仮りに地租を荷重すれば、地主の収入を国庫に吸収することは可能であるが、地主はその負担を小作人に転嫁してゆくことは避けられず、その結果としておこってくるもの

注 (12) 筆者はかつてこの問題について論じたことがある。「日本社会政策学会と経済学研究」(経済学史学会編『日本の経済学——日本人の経済的思惟の軌跡』東洋経済新報社、1978年、所収)。

(13) 『福沢論吉全集』(慶應義塾編、昭和34年)第6巻、「地租論」116頁。

(14) 上掲、116～117頁。

(15) 上掲、131頁。

は、小作人の生活を絶望的なものとするばかりか、農村それ自体の崩壊をもたらすことは、容易に推理できる。おそらく彼はこの問題についてはきわめて楽観的で、この論理の最大の盲点は、地主の土地独占を指摘しながら、小作制度という前近代的な制度の廃止、すなわち自作農の創設による農業近代化の方向については、議論を回避しており、生産力的視点を欠いているという批判が成立しうる。

福沢の論調には、19世紀初頭、イギリスに現われた土地社会主義を髣髴させるものがあり、土地私有を非難する一種の道義論によって彩られてはいるが、「土地国有の談は姑く猶予し、其代りとして更に地税を重くし、凡そ小作料として地主の手に入る可きものを、残らず政府に取り上ぐるは、目下の上策なる可しと信ず⁽¹⁶⁾」という主張にみられるように、地主の収入としての小作料が、小作人にたいする不当な収奪であることを強調しているのは明瞭であるが、この小作料が、経済学的にみて、どのような地代範疇であるのかが明らかにされていない。

この点について、自由貿易主義という点では福沢と立場を同じくする田口卯吉は、小作料について、福沢より一層ふみこんだ理論を展開する。明治24年に発表した「小作料の解」と題する論文のなかで、小作料と地租との関係について、「経済上に於て小作料と云へるは、一種特別なる意義を有せり。即ち、米価と生産入費との間に於ける差価と云へる意義なり⁽¹⁷⁾」。ここでは明らかに、小作料は地代として扱えられていて、「米価一石六円にして之を生産する一切の入費四円なるときは、小作料は二円なりとの意義なり」という論述にみられるように、米の生産に必要な一切の費用を控除した剰余の金額が地代であり、興味深いことは、それが差額地代として扱えられていることであろう。「譬へば米価騰貴して一石九円となれりと仮定せよ、新開の地に於ては必ず一石九円の生産入費を要するなるべし。然れども旧開の地は従前の如く四円の生産入費なるを以て、小作料は増して五円となるべし。此の如きものを小作料とは称するなり⁽¹⁸⁾」。

以上のように、田口は、小作料を地代として理解し、地租はこのような地代としての小作料のうちから控除されるものであるとすれば、地租を軽減することは、地主の受けとる分を増やしこそすれ、小作人の収入には無関係で、農業生産力を高めることにはならないという。この点では、福沢の結論と同じであった。だが、大島貞益は、福沢および田口の見解には批判的で、彼らの小作料＝地代という説に反対する。大島は、地租は本来、地価にたいして課せられるものであり、農業を国の主要産業として維持していくためには、福沢の云うように、地租の概念を直接、小作料に結びつけ、地租を高めることによって小作料を地主の手から残らず国庫に吸収するという論理は成り立たないというのである。彼は、農業生産力を高めるために、地租の軽減が必要である所以を、リカードの差額地代論によって説明する。まず地味が不良で、収穫のもっとも悪い土地の地租は、これを免除し、次第にそれを上位の土地に及ぼし、地租をその地味の豊瘦によって等級を分け、累進的

注(16) 上掲『福沢論吉全集』第6巻、118頁。

(17) 『東京経済雑誌』、第556号、明治24年1月(『田口卯吉全集』第3巻、田口卯吉全集刊行会、1928、278～279頁)。

(18) 前掲、284頁。

に決定すべきで、全国一律に課税することは不公平且つ不合理であるばかりでなく、農業生産力を高める所以でもないという。地租軽減⁽¹⁹⁾の効果は、地味不良の土地にたいしては減税になると同時に、地味豊かな土地の持主にとっては増税となり、農業生産の増進に役立つが、大島は、その地租減税の原資を商工業の振興、とりわけ保護貿易に求めようとしたのである。

安政の条約によって関税自主権を奪われ、しかもいまだ金本位制が確立していない段階で、日本が農業国から工業国へ躍進をとげていくためには、無制限な自由貿易主義では到底不可能であり、保護主義こそが当面とるべきもっとも効果的な方策であると考えられたのであった。

やがて日清戦争に勝利を占め、金本位制が確立し、条約改正も達成されるという状況のなかで、日本の資本主義は飛躍をとげ、アジアにおける最初の工業国として、国家の政策は、工業立国をテーマに、繊維産業を中心にいわゆる社会政策という形での工場法制定の必要が叫ばれ、一方において労働者保護が社会政策上の重要問題として登場する反面、工業製品の一層の市場拡大という意味では自由貿易、しかしながら農業を含む基盤の脆弱な産業にたいしては保護貿易という政策論上、容易ならぬ難問が出現し、明治41年12月、日本社会政策学会第二回大会において、「社会政策より観たる関税問題」として、「自由貿易か保護貿易か」をめぐる白熱的討論が展開され、当時若冠三三歳にして、すでに論壇に広く知られ、後に日本におけるマルクス主義の体系的祖述者として若い学徒の渴仰の対象となるに至った河上肇は、この大会において、きわめて示唆的な議論を提示した。しかし農業保護論として、明治40年代初頭から論壇において展開され、自由貿易論と争った彼の保護主義は、リストの濃厚な影響下にあった大島貞益の理論とも異なり、いわば一種の農本主義的な性格を帯び、国民国家論を基調とした農業擁護論であり、今日、われわれが、穀物輸入の自由化をめぐる、重大な転換期に直面しているとき、きわめて興味ある問題提起として見過すことはできない見解を提示していることに注目しよう。

(3)

いずれの国においても、「自由貿易か保護貿易か」は、古くしてつねに新しい問題で、わが国の場合、明治32年、条約改正が実施され、いわゆる治外法権が撤廃されて以来、この問題は切実な経済政策上の争点を形成してきた。日露戦争の勃発にともない、戦争による米価昂騰の事態を予想した政府は、輸入米によって、国内価格の安定をはかる反面、米穀中心のわが国農業にאתえる輸入米の影響を考慮し、非常特別税法を施行し、輸入米課税として、明治38年7月1日以降、従価関税1割5分を賦課することとなった。当時、これはあくまでも臨時的措置であり、平和克復以後翌年末までの期限が付せられていたにもかかわらず、明治39年3月、非常特別税法改正法の公布により、永久法として、米穀輸入税は関税定率法に組み入れられることとなった。しかしこの政策的措置に

注(19) 大島貞益「田口、阪谷二君に質す」(『東京経済雑誌』第559号、明治24年2月14日)。

たいしては、自由貿易主義の立場から輸入米課税にたいし批判が加えられることとなった。

この論争は、すでに、明治38年11月末から12月にかけて横井時敬、河上肇および福田徳三の間で行われ、世の注目を浴びていた。河上は、すでに明治38年6月、「農産物に対する保護関税の利害」と題し、この問題を論じ、自由貿易主義の母国イギリスの経験に徴して、農業の発展のために保護貿易は不可欠であるとして、つぎのようにのべている。

「例へば英国の如きは自由貿易国にして有名なる国なれども、十八世紀及び十九世紀の前半に於いては、保護貿易主義を取りたるものにして、其の純然たる自由貿易主義を取るに至りたるは、一八四六年穀物条令を廃止せし時より始まる。其の結果廉価なる農産物は俄に輸入せられ、これが為め商工業は大に発達したれども、農業は年一年衰頽の非運に陥りたり。されば農産物輸入の如きも次第に増加し、国内の生産額は益々減少するに至れり。今日に於いては益々減少するに至れり、今日に於いては、国内の生産額は国民数週間の食料を与ふるに過ぎざるのみ」⁽²⁰⁾

自由貿易の理論は、廉価な食料供給を国内のみならず広く国外に仰ぐことによって、自国で生産する工業製品のコストを低くし、国際競争力を強化するという政策を支えるものであるが、河上は、この理論は、イギリスの場合、農業経営の破綻と食糧自給率を低下させたという事実に鑑み、農業における保護貿易を、国策上の大前提として主張し、英国の轍を踏むことなく、むしろドイツ、フランスの例に学ぶべきであるとのべ、日本農業の将来を卜して、「我が国に於ては、従来大体において自由貿易に傾きしものにして、これが為め農業中打撃を受けたるものも少なからず。明治二十六年の頃かと思ふ、棉花の輸入税を廃止したり。而して是が為綿の産出は爾来大打撃を蒙りたり。思うに棉花の如きは左程重大なる農産物たらざるが故にさまで世人の注意を惹かずと雖も、もし米作が之と同様の境遇に陥らざるべからずとせば、これ我が農界の一大問題たり」⁽²¹⁾

河上の保護貿易の論拠は、一体どこにあったらうか。結論的に要約すれば、自由貿易の結果は、穀物自給率の低下をもたらし、国内の農業生産力を壊滅的狀態に陥れることによって、一度、戦争のような非常の事態に遭遇した場合、国家および国民の運命が危殆に頻するのであって、無制限な自由貿易主義は危険であるということにならう。その場合、河上の卓見は、すでに、80年後の今日、1980年代の状況がある程度見透していたという事実である。

「しかるに今や我が国の米作は、この一大問題を解決すべきの危機に近きつゝあるを思ふ。何を以てしか云ふ。曰くアメリカにおける米作の勃興は其の一なり。……同国の土地たる極めて廉価にして、地代も甚だ低く且つ地味は頗る豊饒なるが為め、米穀が極めて廉価に生産せられんとするの兆あること、これなり」⁽²²⁾

おそらく、カリフォルニア地方における米作が次第に盛んになり、しかも鉄道網の整備によって、

注(20) 『労務行政』第5巻第6号、第6巻第4号(明治38年6月26日～39年4月28日)、『河上肇全集』第二巻、岩波書店、1982年、375～386頁。

(21) 上掲、全集第二巻、376頁。

(22) 上掲、377頁。

穀物輸送は革命的变化をとげるに至ったことを洞察したものであろう。「日本に於て消費する米は、^{あなたが}強ち日本に於て生産するの必要なく、朝鮮よりも支那よりも或は暹米利加よりも之を輸入することを得べし」という状況のなかで、西欧諸国を中心に農業恐慌が勃発し、そのため、イギリス農業は危機に追い込まれ、その結果は、「海によりて三千哩の遠きにある農業者は、陸によりて一里の近きある農業者と同一の資格を有する競争者なり。……之を要するに、海外各地に於ける米作の勃興及び近時に於ける交通機関の発達は、我が国農界の中堅たる米作をして、頗る危険なる境遇に置くに至りたり」⁽²³⁾。

以上のように河上は、国民国家的な観点から、農業保護を訴えているのであるが、経済学的視点からみれば、「高米価が生活費の高騰をひきおこす」という俗説にたいしてもきびしい批判を加えていることである。

保護関税の結果、穀物価格の騰貴を来し、そのため生活上必要な食物の価格を高め、従って社会下層階級の生活の困難を来すという通説にたいして、河上は、統計的にみて、中部および西部の欧州諸国においては、穀物関税を賦課しつつあるにもかかわらず、穀物価格は必ずしも騰貴せず、下落しつつある事実を指摘し、保護政策が必ず消費者の利害を損うと考えるのは誤まりであるとして⁽²⁴⁾いる。しかし海外からの商品の輸入が関税という人為的手段によって妨げられ、国内の生産者の保護に重点がおかれるとき、これに反対する者も支持する側も、自己の階級の利益を基準にしてその態度を表明するのみで、国民的利益の観点を欠如させていると断定している点に、後年のマルクス主義者に到達すべき思想の片鱗をみることができよう。

「一切の政党、一切の国会議員、一切の新聞紙、一切の雑誌多くは口に国利民福を云ふと雖も、事苟くも政策の問題に触れ、利害の問題に関係する時は、^{しばしば}屢々一階級の利害を主張するの機関となる。国家と云ひ、政治と云ひ、租税と云ひ、法律と云ひ、大臣と云ひ、議員と云ふ、名美なりと雖も、凡て或る階級が自己の利益を保護するが為めの機関たり。これ^{ただ}に現在の日本に於いて然るのみならず、古往今来世界の歴史は皆な其の然るを証す」⁽²⁵⁾。

農工商それぞれの調和的・均等的発展を希求した河上は、国民国家論者として、まさに独占段階に突入した世界資本主義の波濤のなかで、このアジアにおける唯一の新興工業国家日本が、将来、直面するであろう困難を思い、慄然たる心情に駆られたのではなからうか。

「今や、交通機関の発達に伴ひ、低廉なる海外の産物は滔々として本邦に侵入し来らんとす、農民対商工民の競争衝突は益々甚しからん。思ふに本邦の農民は、依然徳川時代の蛮風に甘んじて食物生産の器械たらんとするか、我が国農界の有識者は、かの英国の如く全国の農業を挙げて商工民の為に犠牲とするに甘ぜんとするか」⁽²⁶⁾。

以上の論理的展開によって、読者は、河上の保護貿易論の大筋を把握するとともに、フリードリ

注 (23) 上掲, 379~380頁。

(24) 前掲, 381~2頁。

(25) 前掲, 388~389頁。

(26) 前掲, 389頁。

ッヒ・リストが唱えた経済発展段階説に基づく産業保護論、すなわち後進国の先進国への発展過程において不可避免的に要請される保護政策ではなく、実に躍進する工業の犠牲とされる傾向のある農業保護であり、まさに今日的な意味でも重要な問題で、われわれの注目をひく。さきに指摘したように一種の国民国家論の立場に立つ保護主義である点こそ、彼の理論を特徴づけるものである。そしてこのような立場は、明治40（1907）年4月、28歳にして『読売新聞』を退き、4月、『日本経済新誌』を創刊、田口卯吉（鼎軒）主宰の『東京経済雑誌』の自由貿易論に対抗した頃からきわめて鮮明なものとなり、翌41年、京都帝国大学講師に迎えられ、経済学者としての声望とともに、論壇においてはなばなしい活動を展開するのである。最後に、国民国家論者としての彼の相貌を、その論説を通じて追跡してみよう。

（4）

明治40年6月『日本経済新誌』において、河上は、「東京経済雑誌記者に答ふ」と題し、自由貿易論を駁撃する論文を掲載しているが、そのなかで、つぎのようにのべている。

「何れの国の歴史を読むも、その国の大に興らんとする際には、其の国民は必ず其の食料を国内に於いて生産しつゝあり、しかるに一旦強国の勢を得るや、何時しか国内に於いて其の食料を生産するの努力を失ひ、廉価なる外穀を歓迎して之を常食とするに至る。かくて其の国の農業は全く頽廢し、而して農業頽廢するや国勢亦た之に伴ふて衰ふ。これ余が国家の盛衰興亡に対する経済的史観なり。是の故に余は年来、農業保全論者なり、商業工業を盛にすることに熱心なる点に於いても敢て人後に落ちざらんことを欲すれど、農業を撲滅することに反対する点に於いて亦た敢て人後に落ちざるを期せり、しかるに今足下の説に従ひ、外米輸入税を全廢せんか、其の必然の結果は我国農業の頽廢なり、而して是れ実に我国百年の大計の為め実に由々^{ゆゆしき}敷大事なり、故に余は今日の勢に於いては外米輸入税の全廢に絶対的反対なり……」⁽²⁷⁾

穀物関税の撤廃、この場合は輸入外米の関税全廢を主張する自由貿易論者にたいする河上の批判であるが、それによれば、自由貿易主義は、国家繁栄の基礎ともいうべき農業の絶滅とひき換えに工業の隆盛を図ろうとするものであり、その発想自体ナンセンスであるということであった。そしてこの批判は同時に、農業保護のための米の輸入関税が、物価を騰貴せしめ、庶民の生計費を圧迫するが故に、米穀輸入関税は撤廃されるべきであるとする通説にたいしても向けられたことに注目しなければならない。河上はまず、明治40年代において、「米価は次第に騰貴して今ま未曾有の高直を現すに至り」、その原因のひとつが、輸入税の賦課にあることは認めるに^{やぶさ}吝かではないが、しかしそれにもかゝらず、国民の生活程度の上昇が米にたいする需要を増加させ、米価を上げたことがひとつ、その点で、米価の騰貴は、国民生活の向上の結果という積極的な意味をもつもので、

注(27) 『全集』第四巻、58頁。

必ずしも国民的不幸ではないという認識、「昨今米価は定期の八月限りに於て十八円廿五銭と云ふ未曾有の高直を示しつゝあり、若し此の高直にして敢て下落せざれば是れ吾輩の大に悦ぶ所なり。故如何にといふに、若し此の高直にして下落せざらんか、今日吾が国民の生活程度は能く此の高直に耐へ得るの事実を語るものなれば也」⁽²⁸⁾。

だが、河上にとっておそらく我慢ならなかったことは、天野為之の「米価軌道を逸す」という論説に見出される米価騰貴の二つの原因、すなわち、(一)世界に於ける産金額の増加、(二)外米輸入税の賦課、であったろう。天野によれば、「細民は一方米価の騰貴に苦しむ」のみならず、「輸入税は消費者をして一石二円の負担を蒙らしむる」というのであるが、これにたいする河上の反論は、「農民は平生自ら麦だにも飽くこと能はず」、従って米の輸入税撤廃が、彼らの生活を潤おすというのは、庶民の生活実感からかけ離れているというのが河上の意見であった。「げに全国七百余郡八百余万の民戸は皆な仁政の露に沾ひ文明の風に吹かるゝ如くなれど、足一たび都門を出でて漁邑農村に入りて見れば、老人の早や命絶へぬべき夕なればとて、始めて米の粥を進むるものもあり、十八円の米の値に困めらるゝをのみ細民と思ひ窮民と思ふ可らず。否な米価の騰貴に困めらるゝものあらば、そは猶ほ慶すべき生活状態にありとこそ謂ふべきなれ」⁽²⁹⁾というのである。

以上に展開した論旨は、明治40年から41年にわたって書き続けられた数多くの論文中、河上肇の経済思想の中心的命題ともいう農業保護論にかゝるものであるが、その最後の結論として注目すべきは、明治41年5月10日から7月10日にかけて、『中央農事報』に掲載された『農業と時勢の変』であろう。これは、従来、河上が、農業保護政策として米穀関税を主張し、その撤廃を求めた天野為之等を中心とする自由貿易論者にきびしい批判を展開したのに反し、農業従事者にたいして、時勢の変転と外国貿易の発展に伴い、その競争力の強化を訴えたもので、何よりもまず、「奢侈的農業を盛にすべきこと」を説いて、輸出用農業生産物の増大をはかるべきことを力説していることが注目をひく。

「……他国と競争して敗北せざらんが為めに努力苦心を要することは、必ずしも農業に限らず、商工二業亦等しく然らざるを得ざるや論なしと雖、只商工業者に在りては能く其の事あるを覚悟するに反し、農業者に在りては往々にして其の事あるを忘却するの差あるのみ」⁽³⁰⁾。

ところでここにいうところの奢侈的農業によって河上が何を意味するかといえ、第一、牛乳の生産、第二は蔬菜の栽培、第三は果実の生産、第四に花卉の需要増加、そして最後に鶏卵の需要増加であった。しかしこれを盛にするためには、まず何が為されるべきかといえ、まず第一に、人物教育を盛にすべきこと、第二に、経済教育を盛んにすべきこと、そして最後に女子の農事教育を盛にすべきこと、をあげていることは、きわめて興味深い提言である。奢侈的農業とは、今日云うところの輸向け農産物の類の生産を意味することはいうまでもないが、この農業における革新が、

注(28) 前掲, 79頁。

(29) 「天野博士の米価論」, 前掲, 82頁。

(30) 「農業と時勢の変」(明治41年5月10日～7月10日, 『中央農事報』, 98・99・100号, 全集第4巻, 280頁。

何故に教育論に結びつくのか、という疑問がおこるのであろう。

河上の教育論の特徴は、その基本が四書五経を中心とする古典語の重視におかれていることであって、しかも、「今後における国家的大問題は、工業品の生産増加にも非らずして、一に人物の産出増加に在りと信ず、而して人物の産出増加を計らんには、漢学教育てふ肥料を施すこと最肝要の条件なりと思惟する者なり⁽³¹⁾」という一節は、注目に値しよう。何故ならば、「今や夫の漢学は殆ど世人の嘲笑の目的物と為りつゝある」という状勢のなかで、河上は何故に殊更に漢学教育をもって人物養成の基礎たらしめようとしたのであろうか。

吉田松陰を敬慕し、長州の儒学的伝統の下に育った河上が、漢学教育に人物養成の栄養素を見出すことは理解できるが、それは漢学をもってヨーロッパ文明諸国におけるギリシャ語およびラテン語教育の地位を、日本の教育のなかに見定めようとしたからであった。経済的にイギリスおよびフランスに立ち遅れ、地味も豊かとはいえず、後進国といわれたドイツが、「今や一躍して強大の一帝国を形成し、其の繁栄、其の実業、其の技術乃至軍備、政治、法制等凡ての点に於いて、其の国力と国勢とは優に四隣を威圧するの概あるに至れり」という卓越した強国になった理由はどこにあるかといえば、その教育制度のなかにあり、とりわけ、その最大の特徴ともいべきものは、「其の古典教育を重んずるの点」にあったという。

福沢諭吉をはじめ、明治期の学者、評論家あるいは文明批評家たちが、こぞって洋学こそ文明開化の砦であり、西洋文明の導入こそ日本の近代国家としての自立を意味するというのに、こうした視角からすれば、河上の思想はまことに時代に逆行する反動的な色彩をさえ帯びていると考えられるかもしれない。だがよく読むと、そこには、漢学は、日本における古典語であり、国家を担うべき青年の教育に不可欠であるとするナショナルな視点がにじみ出ていることに注目しよう。

「大学は社会を指導すべき人物を養成する所なり。而るに社会を指導すべき人物は、其の精神の高尚なるものならざるべからず、而るに人物精神をして高尚ならしむるが為めには、古聖賢の感化を受けしめざる可らず……。要するに、独逸に在りては、人物の養成と云ふことの為めに、近世の実用的の学問を犠牲にして毫も顧みざる也、英語、仏語等の活きたる実用の語学を犠牲にして、実際には何の用にも立たざる希臘羅匈等死語の学習に多大の時間と労力とを費しつゝある也……⁽³²⁾」。

「農は国の基なり」とするいわゆる農本主義的な思想を強固に保持したと思われる河上は、たんに復古主義的な観点から尊農の立場に立ったのではなく、実に国民国家的な視点から農業保護政策を展開したものであることは「女子の農事教育を盛にすること」の意義を強調していることから明らかである。人口の都市集中にともなう環境の悪化と生活難を憂える彼は同時に、⁽³³⁾ 婦女子の離村傾向の増大、「女子そのものが村落に生活して農家の嫁たるを嫌ふに至ること」を深刻に憂慮した

注 (31) 前掲、288頁。

(32) 前掲、291頁。

(33) 「人口は滔々として都会に流入す」(明治40年10月18日～41年2月18日、『日本経済新誌』、第2巻2・8・10号、前掲『全集』、第4巻、120～149頁。

のである。しかし彼のこの時点での女子教育論には、女子を農村におしとどめようとする政策として、女子にたいして高等教育の機会を制限しようとする主張や、高等女学校（又は中学校）に於いて、必ず農事教育を加味することの必要を訴えているのも、当時の社会および政治状況を反映していて興味深い。

要するに、さまざまな問題提起にもかかわらず、彼の保護主義は、農業保全の必要を国民国家的な視点から推し進めることを示唆するものであり、いわゆる富国強兵政策が、農業を犠牲にした近代政策をとる限り、日本の将来は危殆に類するという信念であり、このことが、もっとも明瞭な形で吐露されたのは、明治41年12月20日および21日の両日、東京高等商業学校（現在の一橋大学の前身）講堂において行われた社会政策学会第二回大会においてであった。

大会の二日目、はじめは、「将来に対する智識の欠乏」という演題を構想していた河上は、どのような理由によるのかは明らかではないが、ともかく、急遽、「農業保護策としての外米課税」に変更し、日頃抱懐していた見解を披瀝した。その内容は、筆者がすでに縷々論評した問題点の領域を出るものではないのでくわしくふれる必要はないと思うが、ただひとつ、きわめてユーモラスな表現ながら、今日のわれわれをして考えさせるであろう内容の断片が報告のなかに見られたのである。

「……国民の気風と云ふ点から考へましても、我邦では特に農業を保護して置かなければならぬ、農民を保護して置かなければならぬと思って居りますが、……農民と云ふ者は保守の気風に富んで居る、御承知の通り、英吉利人は非常に保守的の国民であります。此英吉利人は農民を無くして了つても、それ程危険は無いのでありますが、之に反して日本人は世界の間の中で最も保守力に乏しい人間である、例を挙げて見ると、四十年前には吾々は徳川幕府の政治の下に生活して居まして、袴を着けて大小を差して居ったのであります。ところが今日になって見ると云ふと、憲法政治を布いて居って、頭は坊主になって了つた、さうして洋服を着て靴を穿いてや⁽³⁴⁾て居る……。」

「世界の間の中で最も保守力に乏しい人間」というのは得て妙な表現ではなからうか。要するに軽薄で危険な、何をしてもかすかわからない民族という評価にならうが、彼の意見が妥当であるかどうかは別としても、河上の時代から、今日の日本人はどれほど変っているであろうかと思うと複雑な感慨に襲われる者もあろう。これとまったく同じようなことを、河上は、この直後、明治42年2月1日から書き始められた「農業保全の必要と其方策」のなかでも力説している。

「例へば維新の革命にしても、憲法の発布にしても、実に歴史上の大事件なれども、それが皆な滑かに殆んど何事もなく運び行きたるを見よ。四十年前には徳川幕府の政治の下に、袴を着、大小を差し居たる者が、今日は憲法政治の下に、洋服を着、帽子を冠ぶる世の中と為り、其昔の

注(34) 社会政策学会史料集成編纂委員会監修『関税問題と社会政策』、社会政策学会史料集成、第2巻、御茶の水書房、1977年、224～225頁。

(35) 「農業保全の必要と其方策」、明治42年2月1日～9月日1、『産業組合』40・44・46・47号、前掲『全集』、第4巻、430頁。

微賤の出身の人と雖も、今は公侯の榮爵を得るあり、総じて世態変転の甚しきこそ、吾国の如きは稀なるべし⁽³⁵⁾」。

河上の云わんとするところは、変転常ないわが国の政治社会状況の下で、国家の政策はもとより国民道徳の根本さえ、時勢と称しておし流してしまふ日本の危険な姿であった。

「夫の漢学の如きも数千年來、吾が国民の精神を鍛錬し來りし至要の學問なれども、今日は洋学の輸入と共に殆ど棄てゝ顧みず。……幸にして吾が國民は、能く古代の漢書を理解し得、之に依りて久しく古聖賢の眞精神に接觸するの機会を得來りたるに、今ま一朝にして之を死學と稱して抛擲し去らんとす、豈に痛むべきの限りに非らずや⁽³⁶⁾」。

ここに現われた河上の思想は、福沢諭吉をはじめ、明治の先覚者の洋學鼓吹、儒學排撃の潮流にたいする批判の姿勢であり、農業の保護、従つて農民階級の保全こそは、日本固有の伝統的精神の保持に役立つという発想である。

「要するに吾が國民の如く能く歴史を無視するものなかるべく、此の點に於いては、保守的國民と云はるゝ夫の英國人と實に正反對なり。而して是れ實に改革進取の業を遂ぐるに於いて其の一大美所たりと雖も、しかも此の一大美所の裏面に、吾が國民は輕躁浮薄てふ一大短所を包藏するを忘る可らず。……都會に於ける輕佻浮薄の氣風を有するを憂ふる者なるが故に、特に吾國に於いて、農民階級保全の殊の外甚しく必要なるを思ふもの也⁽³⁷⁾」。

* * * *

河上肇は、明治、大正および昭和を通じ、大學の講壇において西歐經濟學を講ずるアカデミシャンでありながら、同時に論壇において活発に時論を展開し、經濟學研究の成果をもつて、たえず移りゆく現實の社會經濟現象に肉薄し、その解明に全力を傾注しつゝけた。その保護貿易論の主張も、彼がとり組んだテーマのひとつであるが、變転きわまりない經濟社會現象のなかで、彼の所説も、しばしば變化し、場合によっては前後に矛盾を來す場合も少なくなかつた。それにもかかわらず、今世紀初頭に書き綴られた厩大な彼の論稿がわれわれを把え、われわれに訴えかけ、そして魅了してやまないもの、それは、後進國にしばしば見出される國民國家論の立場に立つ開明的知識人、もしくは啓蒙主義者の姿であつた。その意味では、彼は視點こそ異なれ、福沢諭吉と共通するものをもつ。

また彼の國民國家論は、フリードリッヒ・リストが「重工主義者」と呼ばれたほど、後進國ドイツの工業的發展を至上の命題として國民國家論を提起したのにたいし、食糧自給率の確保とそのため農工商の均等的發展を理想とする近代國家を目指した點で特色のあるものであつた。

しかし彼の國民國家論は、吉田松陰や後には北一輝の思想とも微妙に交錯し、われわれの學問的興奮を喚ぶものがあるが、しかし、それはここでの課題ではない。（——1989年2月13日、深更）

（經濟學部教授）

注 (36) 前掲、431頁。

(37) 前掲、431頁。